

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

令和8年2月6日

京都市長 松井 孝治

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市西京区桂坂かえで地区建築協定

(2) 申請者の氏名

吉澤 邦雄

(3) 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町五丁目1番1ほか176筆及び六丁目1番1ほか99筆 計277筆

(4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北沓掛町五丁目1番4ほか44筆及び六丁目2番2ほか24筆 計70筆

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備

(6) 建築協定の期間

10年間（有効期間の満了6箇月前までに、委員会に対し書面をもって、土地の所有者等の過半数の廃止申立てがない限り、有効期間を更に10年間延長するものとする。）

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和8年2月6日（金）から同年2月26日（木）まで

（ただし、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（分庁舎2階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

令和8年3月2日（月）午前10時から午前11時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8番地

京都市都市計画局会議室4（分庁舎2階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 藤村 知則

（都市計画局建築指導部建築指導課）